

令和8年度

広域農業基盤整備管理調査

小田川二期地区事後評価調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

広域農業基盤整備管理調査小田川二期地区事後評価調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営かんがい排水事業（国営施設機能保全事業）小田川二期地区における事後評価のため、アンケート調査の実施、費用対効果の分析を行うとともに、基礎資料（案）を作成するものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は青森県五所川原市及び北津軽郡中泊町で、別紙1-1、1-2「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 資料の検討 | 1式 |
| (2) アンケート調査 | 1式 |
| (3) 費用対効果の分析 | 1式 |
| (4) 基礎資料（案）の作成 | 1式 |
| (5) 照査 | 1式 |
| (6) 点検とりまとめ | 1式 |

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学

		農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-8条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画の作成時
- 2) アンケート調査票の作成時
- 3) 費用対効果の分析時
- 4) 基礎資料(案)の原案作成時
- 5) 報告書原稿作成時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書第1-11条における業務計画書の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第1-12条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

名 称	発行所	制定(改訂)年月
新たな土地改良の効果算定マニュアル	農林水産省農村振興局 整備部(監修)	平成27年9月

なお、期間中に改訂等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第2-3条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

貸与資料	数量
国営小田川土地改良事業 変更計画書	1部
国営小田川二期土地改良事業 事業計画書	1部
国営小田川農業水利事業 事業誌	1部
国営小田川二期農業水利事業 事業誌	1部
国営小田川農業水利事業 事業成績書	1部
国営小田川二期農業水利事業 事業成績書	1部
県営関連事業 事業費(用水施設)	1部
団体営関連事業 事業費(用水施設)	1部
国営小田川二期地区 再評価結果	1部
土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数	1部
土地改良事業の感度分析に係る算定方法等	1部
施設別維持管理費(令和3~7年度)	1部
土地改良事業の経済効果測定の標準値(青森県)	1部
水田作付実績(関係市町:令和3~7年度)	1部
国営小田川二期地区 環境配慮基本計画	1部
国営岩木川左岸地区 評価結果書	1部
国営岩木川左岸地区 事後評価基礎資料	1部
岩木川左岸地区の事業の効用に関する説明資料	1部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙2「作業項目内訳表」に示すとおりである。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 資料の検討 | 1式 |
| (2) アンケート調査 | 1式 |
| (3) 費用対効果の分析 | 1式 |
| (4) 基礎資料(案)の作成 | 1式 |
| (5) 照査 | 1式 |
| (6) 点検とりまとめ | 1式 |

(設計作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 報告書の取りまとめにあたっては、作業項目毎に作業内容等の要約版を作成するものとする。
- (4) 費用対効果の分析で行う景観・環境保全効果については、発注者が選定した有識者の助言を踏まえてアンケート調査票を作成することとする。有識者は第4-1条の打合せ(第2回~第4回)に同席する予定であり、打合せ時に助言を得ることとする。なお、有識者の打合せへの出席に必要な経費は受注者が支払うものとするが、当初計上しておらず、実績により変更協議とする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回	作業着手前の段階
第2回	中間打合せ(アンケート調査票の作成段階)
第3回	中間打合せ(費用対効果の分析段階)
第4回	中間打合せ(基礎資料(案)の原案作成段階)
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部

このほか、この成果物に含まれる個人情報の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第 5 - 2 条

成果物の提出先は次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6 - 1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2 - 2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間に変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

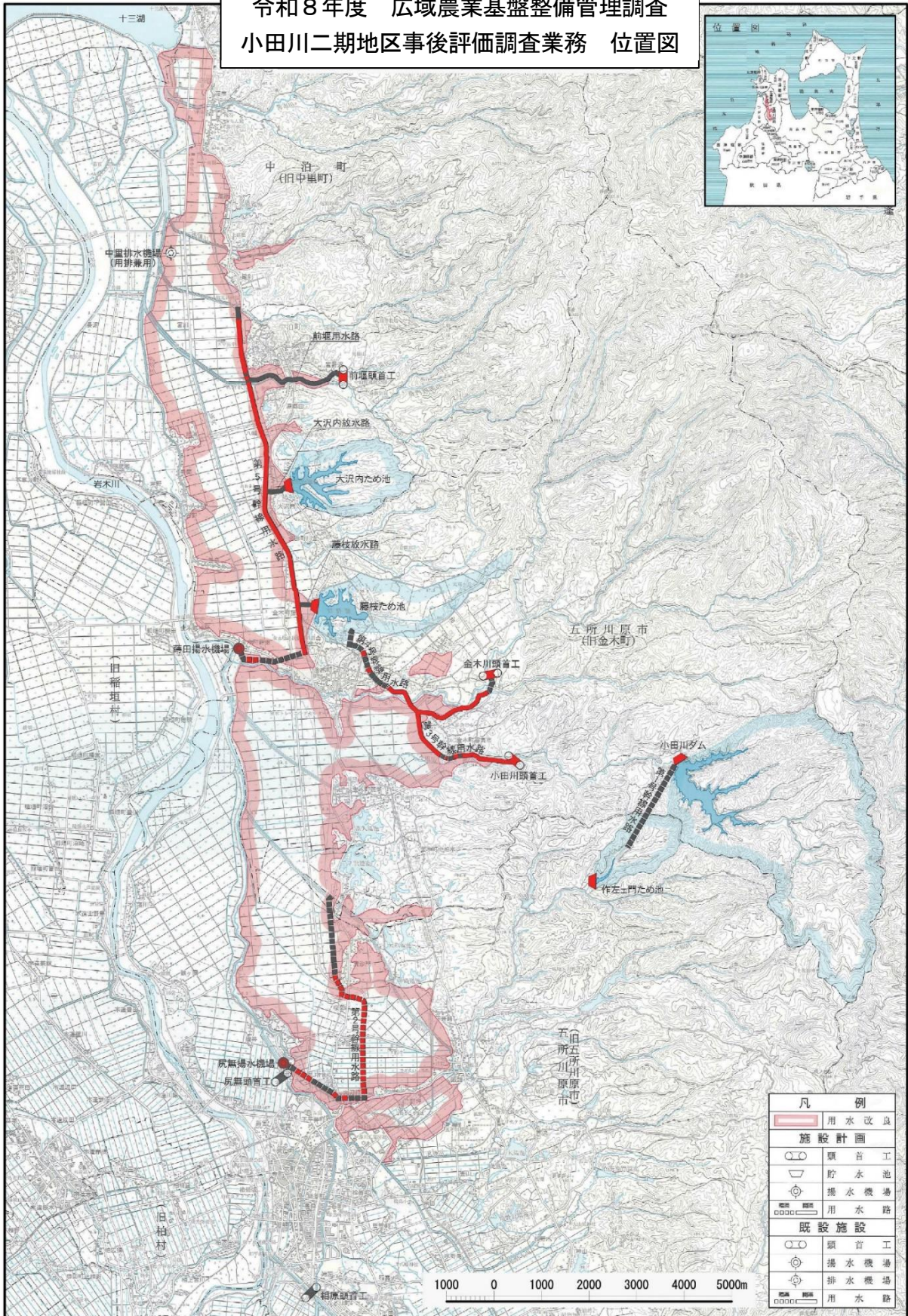
第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7 - 1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 8 年度 広域農業基盤整備管理調査
小田川二期地区事後評価調査業務 位置図



[作業項目内訳表]

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 資料の検討	評価のための資料について、関係機関等から収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○
2 アンケート調査		
2-1 営農状況・生活環境調査票の作成	地区内の受益農家等に対して、当該事業における事業効果の発現状況、生活環境の変化等を把握するためのアンケート調査票の作成を行う。なお、調査票の作成に当たっては、発注者が提供する他地区の事例を参考に作成する。	○
2-2 営農状況・生活環境調査票の配布・回収	2-1で作成した調査票を1,000部印刷し、郵送により配布・回収する。なお、受注者は、発注者が提供する計2,000通の封筒に発注者が別途提示した送付先（住所、氏名）と返送先を封筒へ記載し郵送する。（発送及び返送に要する郵送費用はすべて受注者が負担する。）	○
2-3 景観・環境保全効果調査票の作成	地域住民に対して、当該事業による環境との調和に配慮して整備した農業用水施設（貯水池、頭首工）について、自然環境や景観に関する支払意志額を推定するための景観・環境保全効果アンケート調査票を作成する。なお、調査票の作成に当たっては、発注者から提供する他地区の事例を参考に作成するとともに、有識者の助言を踏まえ作成する。	○
2-4 景観・環境保全効果調査票の配布・回収	2-3で作成した調査票を1,000部印刷し、郵送により配布・回収する。また、配布はタウンメール（配達地域指定郵便）とする。なお、受注者は、発注者が提供する計2,000通の封筒に発注者が別途提示した送付先（町丁目の地域単位）と返送先を封筒へ記載し郵送する。（発送及び返送に要する郵送費用はすべて受注者が負担する。）	○
2-5 集計・分析	回収したアンケート調査票を集計し、分析を行う。	○
3 費用対効果の分析		
3-1 総費用の算定	当該事業により整備した施設並びに既に整備され受益地域内で一体的に効用を発揮している土地改良施設及びその他密接に関連し土地改良事業として費用の負担を伴う施設について、総費用を算定する。なお、対象は用水施設とする。	○
3-2 総便益の算定	発注者から提供する基礎諸元（受益面積、生産物単価等）を基に、以下の項目について総便益の算定を行う。また、作物生産効果の算定に必要な作物別作付面積については、貸与資料の「水田作付実績（関係市町：令和3～7年度）」を基に主要な作物に代表化させて算定する。なお、景観・環境保全効果については、有識者の助言を得て算定する。 (1) 作物生産効果 (2) 営農経費節減効果 (3) 維持管理費節減効果 (4) 景観・環境保全効果 (5) その他、事業の実施により発現していると考えられる効果 (国産農産物安定供給効果、安全性向上効果)	○
3-3 総費用総便益比の算定	3-1、3-2で算定した総費用及び総便益を基に、総費用総便益比を算定する。	○
4 基礎資料（案）の作成	貸与資料及びアンケート調査等から、本地区の効果発現状況や今後の課題等について明らかにするとともに、課題に対する改善方策をとりまとめ「基礎資料（案）」を作成する。 また、収集した資料のうち農林業センサス等の統計整理に当たっては、受益地に該当する旧市町村単位を基本に整理・把握を行う。	○
5 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
6 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検とりまとめを行い、報告書を作成する。	○